

長久手市 地域公共交通網形成計画の概要

1. 地域公共交通網形成計画策定の背景と目的 (本篇 1～2 頁)

本市は平成21年10月に「地域公共交通総合連携計画」を策定し、市内の公共交通体系の改善に向けて取り組み、市内の公共交通の利用者数は、増加傾向で推移しているところである。

本市では、さらなる人口増加の見込みや、大規模な集客施設や住宅地の立地が進行しており、自動車移動からの転換を図り、環境負荷の少なく、かつ移動のしやすさを確保していくためにも、公共交通での移動利便性の向上に向けて、継続して取り組むことが重要となる。

そのため、公共交通利用者や市民のニーズを把握し、都市構造の変化や移動ニーズに対応した市内の公共交通のあり方について、リニモ、名鉄バス、Nーバスを一体で考えた利便性の高い公共交通サービスの提供に向けて、平成26年度以降の公共交通に関する基本計画として、平成26～30年度の5年間の計画期間とする「第2次地域公共交通総合連携計画」を策定した。

しかし、計画の策定期間中は平成25年11月1日における「交通政策基本法」の成立を始め、法改正や制度改正が進む変動期にあったため、必要に応じ制度変更に対応していくこととしていた。

そこで、国の動向に対応した計画とするために、「第2次地域公共交通総合連携計画」を評価の上で活かして引き継ぎ、「地域公共交通網形成計画」を策定する。

2. 公共交通に関わる課題 (本篇 57 頁)

2-1. 地域公共交通総合連携計画の取組み課題 (本篇 58 頁)

(1) 公共交通のサービス水準 (本篇 58 頁)

① 市民の公共交通に対する意識から見た課題 (本篇 58 頁)

公共交通の必要性や公共交通での移動を重視して考えるべきとの割合は、地区で大きな差がないことから、人口動向に配慮した公共交通のサービス水準の提供が必要である。

② 連携計画の各事業の満足度から見た課題 (本篇 59 頁)

連携計画の取組みでは、Nーバスに関する満足度が低くなっており、地区別の満足度の傾向に配慮したサービス水準の向上が必要である。

(2) 運賃施策の取組み (本篇 60 頁)

Nーバス運行は、運行経費の約9割を市の税金で負担している現状を鑑み、利便性の向上、利用促進の取組みの推進と合わせて、運行経費の負担のあり方について、総合的に検討する必要がある。

(3) 周知・広報活動の取組み課題 (本篇 61 頁)

① 継続的な実施 (本篇 61 頁)

周知・広報活動では、情報提供を続けることが公共交通の利用促進に寄与すると考えられるので、継続して取り組む必要がある。

② 周知・広報媒体の多様化 (本篇 62 頁)

公共交通に関する情報入手媒体は各種あるが、若年層や65歳未満の方は電子媒体から情報入手の割合が高く、65歳以上の高齢者は紙媒体からの情報入手の割合が高い傾向にあり、年齢層によって入手特性が異なるため、情報提供媒体の多様化が必要である。

2-2. 公共交通機関ごとの課題 (本篇 63 頁)

(1) 各種公共交通の役割分担 (本篇 63 頁)

リニモと名鉄バスの利用圏域だけでは、市内全域をカバーしきれないため、Nーバスで補充する必要がある。市内各地区の移動ニーズや公共交通の利用特性に応じて、リニモ、名鉄バス、Nーバスの役割を明確にして、公共交通ネットワークを構築する必要がある。

(2) 各公共交通機関の地区別利用実態 (本篇 64 頁)

公共交通の路線網やサービス水準が、地区ごとの利用実態に影響すると考えられるので、リニモ、名鉄バス、Nーバスが一体的な公共交通サービスを提供する必要がある。

(3) Nーバスの課題 (本篇 65 頁)

Nーバスを利用しない理由の中で、「日常生活で行く必要があるところに行けない」「行けたらいいと思うところに行けない」「乗換えが不便」は、南部地区のほか、福祉の家や東小学校の周辺で高い傾向にあり、各地区の人口、移動実態、移動ニーズに見合ったサービス確保が課題である。

(4) 名鉄バスの課題 (本篇 66 頁)

名鉄バスを利用しない理由の中で、「運行本数が少ない」の回答が多く、人口が急増した長久手南部地区で課題が見受けられる。

(5) リニモの課題 (本篇 67 頁)

リニモを利用しない理由の中で、リニモから離れた地区で「最寄り駅までが遠い」という不満が高い傾向にあり、バス路線との連携など駅へのアクセスのしやすさが課題である。

(6) 乗継抵抗の緩和 (本篇 68 頁)

公共交通で行けるようになって欲しい場所や施設の多くは、複数の路線の乗り継ぎが必要となる。全ての施設を乗継なしでつなぐことは困難であるため、リニモ、名鉄バス、Nーバスを一体的で考えた乗継抵抗の緩和が課題である。

2-3. 各種整備計画等との連携 (本篇 69 頁)

(1) 面整備計画との連携 (本篇 69 頁)

長久手中央地区、公園西駅周辺地区、市北西部の下山地区では、土地区画整理事業や民間事業者による宅地開発が進んでおり、新たな移動ニーズが生じることが考えられ、面整備計画と連携した公共交通ネットワークの構築が必要である。

(2) 新たな交通結節点の活用 (本篇 69 頁)

新たに長久手古戦場駅や愛知医大では交通結節点の整備が計画されており、様々な交通機関との接続強化を図り、公共交通ネットワーク全体を充実することが必要である。

(3) 隣接市への移動ニーズへの対応 (本篇 70 頁)

市内から名古屋市以外の隣接市への移動ニーズが高い施設や場所には、隣接市のコミュニティバスで行くことは可能であるが、さらに長久手古戦場駅や愛知医大の交通結節点整備と連携を高めながら、隣接市への公共交通による移動利便性の確保が課題である。

2-4. 高齢化に備えた対応 (本篇 71 頁)

福祉有償運送サービスの取組みや高齢者が加害者となる交通事故の増加を踏まえ、高齢者や移動制約者が自動車に頼らずに外出できるような交通環境づくりとの連携が課題である。

3. 第2次地域公共交通総合連携計画の取組み状況と評価 (本篇 72 頁)

3-1. 計画事業の取組み状況 (本篇 72~78 頁)

第2次地域公共交通総合連携計画の計画事業の取組み状況・見込みの概要

計画事業	事業概要	取組み状況・見込み	進捗
① バス路線の確保・維持	Nーバスの運行を継続	・Nーバスの運行を継続中	◎
② バス路線の再編	バス路線を見直して運行サービスの向上	・平成28年4月からの運行開始に向けて、Nーバスの路線見直しを検討中	◎
③ 交通結節点、乗継拠点の整備	「長久手古戦場駅」「愛知医大」を交通結節点として整備	・平成27年12月に長久手古戦場駅を交通結節点として整備済	○ 一部◎
④ バス停の待合環境整備	利用者が多い主要なバス停について、シェルター、ベンチなどの設置	・今後、設置に向けた検討を予定 ・併せて、交通事業者などへの働きかけを検討中	△
⑤ 公共交通の運賃体系のあり方の検討・ICカードの検討	運賃体系のあり方の検討、新たな収入確保のための取組みを検討	・Nーバスの運賃体系のあり方は、市内の公共交通ネットワーク調査研究会で検討を予定 ・リニモへのICカードは平成28年3月に導入されサービスを開始	△ 一部◎
⑥ 公共交通利用を促進する仕組みの導入	公共交通を利用した場合に、メリットが生じるような施設利用割引の導入	・施設利用割引の導入に向けた働きかけを実施中 ・高齢化に備えた対応について、市内の公共交通ネットワーク調査研究会において検討を実施	○ 一部◎
⑦ 市民参加型の利用促進活動の展開	市民主体の取組みがなされる仕組みをつくり、市民目線の継続的な活動を支援	・市民主体の組織として(仮称)公共交通応援隊を結成し、公共交通活性化に向けた取組みを検討中 ・平成26年度にNーバスの5年、10年先を見越したあり方等を市民とともに考えるワークショップを実施	○ 一部◎
⑧ 公共交通マップの作成・更新	市内の公共交通に関する情報がわかるマップの作成・更新	・平成28年4月からのNーバスの見直し路線での運行に備え、公共交通マップの更新を予定	◎
⑨ 周知・広報活動の強化	公共交通の利用促進を図るため、様々な媒体を用いて周知	・平成28年4月からのNーバスの見直し路線での運行に備え、各種媒体で周知・広報を予定 ・公共交通に関する情報紙「かわら版：のりやあせ」の発行を、市民協力者主体で継続 ・平成26年度に公共交通に関するシンポジウムを開催。今後も開催を予定	◎
⑩ 公共交通利用促進イベントの実施・市民参加	市内公共交通の周知及び利用拡大を図るため、公共交通に関するイベントを実施	・平成26年度に開催したシンポジウムでは、市民参加型とするため参加者全員で意見交換を実施 ・リニモについてはウォーキングなどシーズンに応じて定期的実施	◎
⑪ 公共交通利用実態調査	公共交通の利用状況を把握するため、公共交通の利用実態調査やアンケート調査を実施	・Nーバスの見直し路線計画の検討のため、平成26年11月の平日・休日の各1日ずつ、OD調査を実施 ・平成28年4月からのNーバスの見直し路線での運行開始時期を考慮し、平成29年度に調査を実施予定	△ 一部◎

◎：実施または平成27年度中に実施見込みあり、○：検討中、△：今後取組みを予定

3-2. 第2次地域公共交通総合連携計画の評価 (本篇 79 頁)

第2次地域公共交通総合連携計画で設定している5つの具体的な目標のうち、公共交通機関の運行実績によって把握することができる「公共交通の利用者数」について、平成26年度時点での達成度を評価した。

その結果、名鉄バスとNーバスは達成し、リニモは未達成となっている。

(リニモの利用者数減少は、平成26年4月からの消費税増税に伴う特殊要因の影響によるものである。)

「公共交通の利用者数」の評価指標の目標達成状況

公共交通	現状：H25実績	H26実績	具体的な目標	H26時点の評価
リニモ	8,331人/日平均	8,077人/日平均	対前年度比 増加	未達成
名鉄バス	1,938人/日	2,968人/日		達成
Nーバス	601人/日平均	645人/日平均		達成

3-3. 第2次地域公共交通総合連携計画の取組み状況と評価を踏まえた総括 (本篇 80 頁)

- ・市内の「公共交通の利用者数」を、特殊な影響の小さい期間で対前年同時期と比べると、リニモ、名鉄バス、Nーバスのいずれも平成27年度は増加傾向にあり、この良い傾向を持続させることが必要である。
- ・第2次地域公共交通総合連携計画で位置づけた計画事業の中には、検討中または今後取組み予定の事業があり、今後も計画事業を着実に実行・継続し、第2次地域公共交通総合連携計画の計画期間である平成30年度において、目標達成を目指すことが必要である。

4. 交通の視点から見た将来像と目標 (本篇 81 頁)

4-1. 交通の視点から見た将来像 (本篇 81 頁)

(1) 本市の公共交通の将来像 (本篇 81 頁)

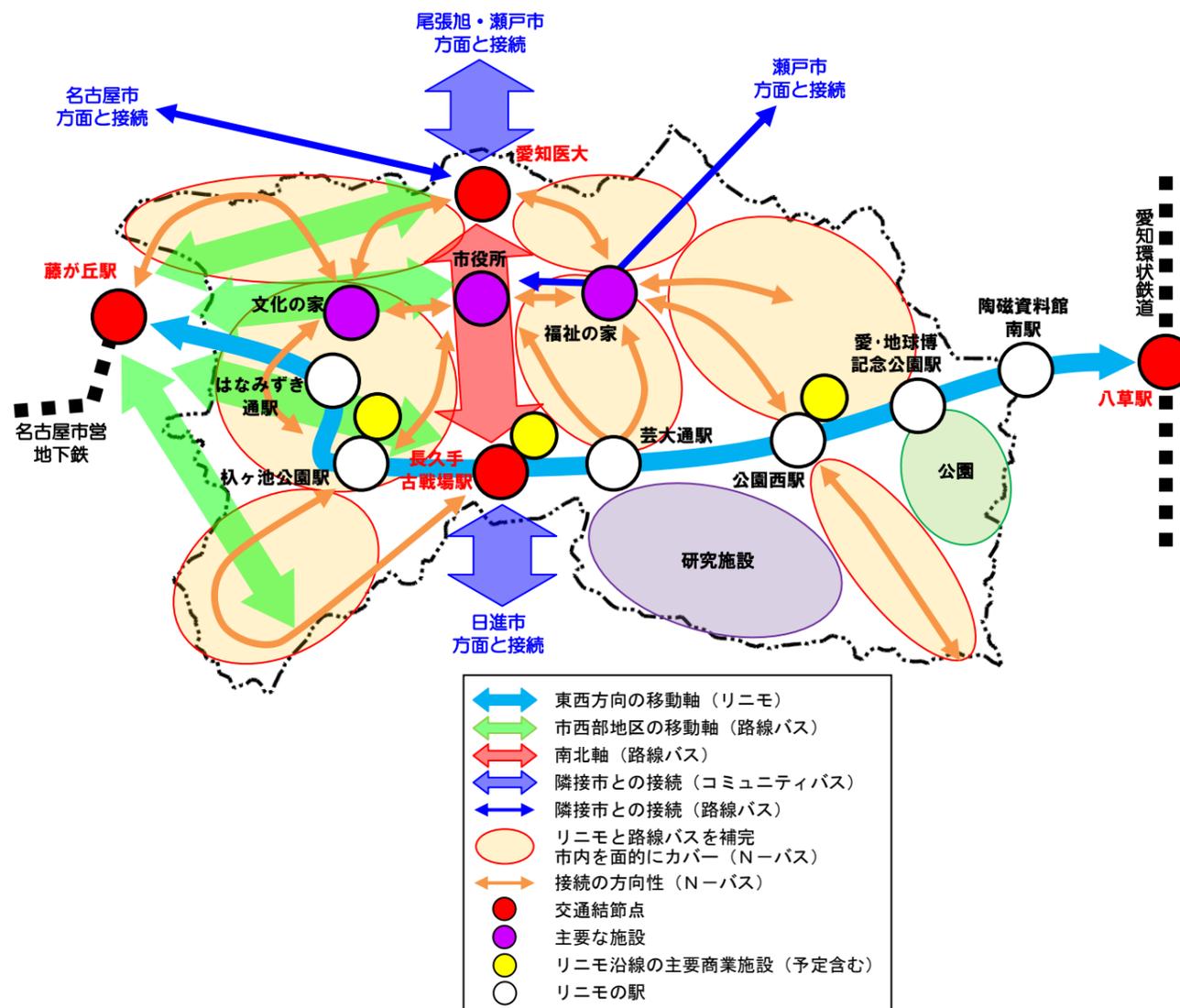
みんながつながい笑顔があふれる公共交通

- リニモは市内外における東西方向の移動軸として活かし、路線バスは人口が集中する市西部地区を中心に市内外への移動軸とし、N-バスはリニモと路線バスを補完するとともに、市内を面的にカバーして移動利便性を高める。そして、リニモ、路線バス、N-バスが一体となった使いやすいネットワークをつくる。
- 市民は公共交通を使って生活し、人と出会い、交流を育む。交通事業者はそうした人々の生活を支え、交流を育む。行政はそうした公共交通を確保・維持する。そして、市民は公共交通を使うことで、公共交通を育み、環境へのやさしさに配慮する。
- 公共交通を担うそれぞれの主体がみんなが公共交通を育むことによって、みんながつながい、交流が深まり、人々に笑顔をもたらす。



(2) 本市の公共交通ネットワークの将来像 (本篇 82 頁)

本市の公共交通ネットワークの構築には、公共交通に関わる課題、今後の人口や開発の動向への対応を踏まえ、下図に示すような公共交通ネットワークの将来像の構築を目指す。移動ニーズに合ったネットワークを展開するとともに、交通結節点を市内外への移動拠点と位置づけ、当該拠点への移動利便性の向上を目指しながら、公共交通とまちづくりとの連携を図り、本市が目指す将来の公共交通ネットワークの形成を進める。



(3) 公共交通の将来像の実現のための基本的な役割分担 (本篇 83 頁)

【市民】

- ・過度に自動車に依存せず、公共交通の積極的な利用
- ・公共交通に関わる取り組みへの積極的な参画、協力

【行政】

- ・総合的な施策の立案・企画・実施
- ・公共交通に対する適切な運営支援
- ・公共交通に関する情報の提供
- ・市民意識の啓発
- ・市民や関係機関との調整

【交通事業者】

- ・安全で快適な運行の継続
- ・効率的な運行事業の継続
- ・利便性向上への積極的な取り組み
- ・適切な情報の提供
- ・他の公共交通機関との連携、協力

4-2. 計画区域と期間 (本篇 85 頁)

- (1) 計画区域：市全域
- (2) 計画期間：平成28年度～平成30年度

4-3. 将来像を踏まえた目指すまちの姿 (本篇 85 頁)

- ① みんなで育む公共交通のまち
- ② 人にやさしい公共交通のまち
- ③ 環境にやさしい公共交通のまち

4-4. 基本方針 (本篇 86～87 頁)

- I 人々の生活を支える交通移動を提供し続ける
- II 地域ニーズに配慮しながら、互いに連携した利便性の高い公共交通ネットワークをつくる
- III みんなで意識して、環境にやさしい公共交通利用を進める
- IV まちづくりと連携した公共交通体系をつくる
- V 市民とともに、公共交通の利用促進に取り組む

4-5. 目標及び評価指標 (本篇 88～89 頁)

地域公共交通網形成計画の目標と評価指標

目指すまちの姿	基本方針	目標	評価指標	現状
① みんなで育む公共交通のまち	I II IV V	a)公共交通の利用者数の増加	対前年度比増加	リニモ：8,077人/日平均(H26年度) 名鉄バス：2,968人/日 (H26年度) Nーバス：645人/日平均(H26年度)
		b)協働での取組みの市民参加意識の向上	「利用促進活動への市民参加の賛同割合」の調査段階ごとの増加	65歳未満：65.8% 65歳以上：48.6% 全体：60.4%
			「利用促進活動の認知度」の調査段階ごとの増加	・かわら版の発行：7% ・市HPでの連携計画の公開：10% ・新聞折り込みで見直し記事掲載：16%
② 人にやさしい公共交通のまち	I II IV	c)公共交通に対する市民意識の向上	「公共交通利用を第一に考える」割合の調査段階ごとの増加	65歳未満：12.6% 65歳以上：28.2% 全体：16.9%
③ 環境にやさしい公共交通のまち	III	d)公共交通の利用回数の増加	市民の利用回数の回答が「減った」より「増えた」の割合の調査段階ごとの増加	リニモ：「増えた30.8%」「減った21.1%」 名鉄バス：「増えた20.7%」「減った15.7%」 Nーバス：「増えた23.8%」「減った13.6%」

【目標の追加・変更について】

上表のとおり設定した目標及び評価指標は、本計画の策定時の状況を踏まえて設定したものである。

本計画策定後においても、社会情勢や都市構造の変化によって、価値観が変わることが考えられ、目標にも影響することが考えられる。

そのため、計画策定後も目標や評価指標の検討に取り組み、必要に応じて追加や変更を行う。追加、変更の際は、その目標の考え方や把握の方法などについて利用者や市民に情報提供を行い、利用者や市民の意見も取り入れながら、本計画に反映していく。

5. 計画事業の具体的検討 (本篇 91 頁)

5-1. 計画事業と実施主体及びスケジュール (本篇 91～92 頁)

事業は平成28～30年度の3年間で実施を目指すものとし、市民、市、バス・交通事業者、愛知県、商業事業者等の各実施主体と協働しながら進める。

また、平成19年10月1日施行の「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に基づき、法定協議会として位置づけている「長久手市地域公共交通会議」が事業全般に関わり、各主体が実施する事業に対する協議、助言、審議、承認などの役割を担い、事業の推進を図っていく。

計画事業及びその実施主体とスケジュール

種別	主要施策と計画事業	実施主体	実施時期の目安				
			第2次連携計画		形成計画		
			H26	H27	H28	H29	H30
バス路線の確保・維持・改善	(1) バス路線の確保・維持	市民 バス事業者 長久手市	→	→	→	→	→
	(2) バス路線の再編	市民 バス事業者 長久手市	→	→	→	→	→
交通結節点整備	(3) 交通結節点、乗継拠点の整備	長久手市 商業事業者*3 愛知医科大学 交通事業者	→	→	→	→	→
	(4) バス停の待合環境整備	長久手市 バス事業者 市民	→	→	→	→	→
利用促進方策	(5) 公共交通の運賃体系のあり方の検討	交通事業者 長久手市 市民	→	→	→	→	→
	(6) 公共交通利用を促進する仕組みの導入	交通事業者 商業事業者等 長久手市	→	→	→	→	→
	(7) 市民参加型の利用促進活動の展開	市民 長久手市 交通事業者	→	→	→	→	→
	(8) 公共交通マップの作成・更新	市民 長久手市 交通事業者	→	→	→	→	→
調査	(9) 周知・広報活動の強化	市民 長久手市 交通事業者	→	→	→	→	→
	(10) 公共交通利用促進イベントの実施・市民参加	市民 交通事業者 愛知県 長久手市	→	→	→	→	→
調査	(11) 公共交通利用実態調査	市民 長久手市 交通事業者	→	→	→	→	→

※1：主要施策と計画事業欄の()内の番号は、以降「5-3～6」にかけて整理している各事業の項目番号と同じとしている。

※2：→ は検討・実施 → は継続

→ は第2次連携計画からの検討・実施状況

※3：実施主体の商業事業者は、大型商業施設(イオン、イケア)を指す。

5-2. 事業実施の役割分担 (本篇 93 頁)

(1) バス路線の確保・維持・改善、調査の役割分担

【市民】

- ・市民目線の提案など

【交通事業者】

- ・見直しに向けた事業者視点での助言、見直しに必要となる情報提供、交通事業者としての見直しの検討など

【長久手市】

- ・路線を見直すための実態調査の企画・実施、見直しの検討、市民参加の仕組みづくりと意見集約、関係機関との調整など

(2) 交通結節点整備の役割分担

【行政・事業実施者】

- ・整備前：整備のための検討、関係機関との調整など
- ・整備後：整備結果の情報発信、運行情報提供施設の管理・運用など

【交通事業者】

- ・整備前：よりよい整備計画とするための情報提供、利便性確保のための連携・協力など
- ・整備後：計画に沿った運行の実施、運行情報や乗継情報の提供など

(3) 利用促進方策の役割分担

【市民】

- ・公共交通の積極的な利用と利用意識の向上、市民参加型の取組みへの参画、市民目線の情報提供の発信など

【商業・交通事業者】

- ・利用促進活動の取組みへの連携・協力、活動の企画・実施など
- ・利便性向上に向けた連携・協力、周知・広報のための情報提供など

【長久手市】

- ・市民参加の仕組みづくり、利用促進に資する企画・実施、関係機関との調整など
- ・関係者と連携した利便性向上に向けた検討など

5-3. バス路線の確保・維持・改善 (本篇 94 頁)

(1) バス路線の確保・維持 (本篇 94 頁)

- ・実施主体：市民、バス事業者、長久手市
- ・検討・実施：平成28～30年度
- ・事業内容：リニモや路線バスの公共交通路線網を補完し、市内の移動を面的にカバーするため、N-バスの運行を継続する。

これまで様々な見直しを経て現在に至っており、平成21年9月1日に見直して以降、利用者数は増加を続けており、市民にとっては欠かせない存在となっている。

今後も市民の移動の足としてN-バスの運行を確実にいき、かつ継続していくため、幹線を補完する生活交通確保維持改善計画を策定し、バス路線の確保・維持に取り組む。

(2) バス路線の再編 (本篇 94～97 頁)

- ・実施主体：市民、バス事業者、長久手市
- ・継続：平成28～30年度
- ・事業内容：都市構造の変化や移動ニーズに対応した公共交通ネットワークを構築するため、バス路線を見直して運行サービスの向上を図る。

① N-バスの再編の方向性

中央循環線と藤が丘線をN-バスにおける基軸と位置づけ、面整備、新たな交通結節点等の機能強化を見据えながら、リニモ、名鉄バス等との役割分担や接続を考慮して検討する。

② 名古屋方面への移動利便性確保の方向性

本市において特に結びつきが強い名古屋方面へのアクセスは、主にリニモと名鉄バスが担っているが、リニモと名鉄バスでカバーできないエリアは、N-バスを中心に面的な補完に取り組む。

③ 市内の移動利便性改善の方向性

市内で利用ニーズの高い施設への移動利便性の改善を図るとともに、移動ニーズに合ったサービス確保を図る。併せて、運転免許を自主返納した後の移動をサポートする仕組みづくりと連携しながら、地域の特性に応じた色々な組合せの運行形態を検討する。

④ 面整備事業に伴う移動ニーズの変化への対応の方向性

既存の路線網を活かして利便性の確保に努めるとともに、現在の路線網ではカバーできない新たな移動ニーズへの対応は、路線の変更や新設等による対応を検討する。

⑤ 隣接市（名古屋市除く）への移動ニーズの対応の方向性

本市から隣接市（名古屋市除く）への移動ニーズは、日進市竹の山地区でごくわずか認められる。このため、例えば付近を運行するN-バスを活用した当該地区への移動利便性の確保に向けて、対応を検討する。

⑥ 外的な要因に伴う移動ニーズの変化への対応の方向性

公共交通の利用者数は、沿線施設の動向に左右される流動的要素を有しているため、沿線施設の動向に応じたサービス水準の見直しは、必要に応じ適宜対応する。

⑦ 円滑な運行確保への対応の方向性

バスロケーションシステムのデータを活用した運行管理を行う。

日々の運行データの状況から、ダイヤの見直しや渋滞を回避するルート設定などを検討する。

5-4. 交通結節点整備 (本篇 98 頁)

(3) 交通結節点、乗継拠点の整備 (本篇 98 頁)

- ・実施主体：長久手市、商業事業者、愛知医科大学、交通事業者
- ・検討・実施：平成28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：「長久手古戦場駅」「愛知医大」を交通結節点として整備する。

① ハード面での対応

現在進められている長久手中央土地区画整理事業で、リニモ駅付近に駅前広場が整備される計画となっている。また、愛知医大では、交通結節点の整備が計画されている。

空間配置面での利便性確保と併せて、待ち時間短縮などの乗継利便性の確保を目指し、関係者と調整を進める。

本計画期間中は、新たな交通結節点となる長久手古戦場駅と愛知医大を重点的に進めながら、その他の交通結節点や乗継拠点についても利便性向上に向けた検討を進める。

② ソフト面の対応

長久手古戦場駅では、乗換情報案内板やバスロケーションシステムによる接近情報の提供など、情報提供施設の設置に向けて取り組む。

(4) バス停の待合環境整備

(本篇 99 頁)

- ・実施主体：長久手市、バス事業者、市民
- ・検討・実施：平成28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：利用者が多い主要なバス停について、シェルター、ベンチなどの設置を行う。また、待合客の安全確保に取り組む。

5-5. 利用促進方策

(本篇 100 頁)

(5) 公共交通の運賃体系のあり方の検討

(本篇 100 頁)

- ・実施主体：交通事業者、長久手市、市民
- ・検討・実施：平成28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：運賃体系のあり方の検討、新たな収入確保のための取組みを検討する。

① 運賃体系のあり方の検討

交通事業者との協議や、市民・利用者の意見を考慮しながら、市内公共交通のサービスのあり方など総合的な視点も踏まえて、様々な運賃体系のあり方について検討を始める。

② 新たな収入確保のための取組み

公共交通をみんなで育むという将来像を踏まえて、市内の企業や商業・娯楽施設などとの連携の可能性について検討を始める。

(6) 公共交通利用を促進する仕組みの導入

(本篇 101 頁)

- ・実施主体：交通事業者、商業事業者等、長久手市
- ・検討・実施：平成28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：公共交通を利用した場合に、メリットが生じるような割引切符の導入について取り組む。

① 公共交通の利用促進に向けた連携

公共交通の利用促進を目指して、公共交通を利用した場合の施設利用割引、あるいは公共交通の運賃割引等の導入について取り組む。

② 高齢者など交通弱者への公共交通の利用促進

高齢運転者の交通事故防止と、公共交通の利用による外出促進との両立を図り、安心して安全な交通環境の構築を目指すため、外出促進の一環とした公共交通利用促進事業のさらなる推進に向けた取組みの検討や、運転免許の自主返納後の移動をサポートする仕組みづくりの検討など、新たな施策展開について検討する。

また、今後改定を予定している障害者基本計画の中で、ハード・ソフト両面において、障がい者の公共交通移動に関する施策展開について検討していく。

③ 通学時の公共交通の利用促進

高校生や大学生は徒歩や自転車、公共交通による移動が他の年代に比べて高い割合にあるため、公共交通の利用を促進することが必要となっている。

- 1) 高校生：公共交通の利用により、「通学の安全・安心」、「社会性を学ぶ」、「移動時間の有効活用」を図ることができるため、公共交通による良好な通学環境の確保に向けて取り組む。
- 2) 大学生：市内及び本市の周辺には多くの大学が立地し、鉄道の主要駅から路線バスやスクールバスが運行されていることから、良好な通学環境が継続的に確保されるように取り組む。

(7) 市民参加型の利用促進活動の展開

(本篇 102～103 頁)

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成28～30年度
- ・事業内容：行政や交通事業者の適切な関与のもとで、市民主体の取組みがなされる仕組みをつくり、市民目線の継続的な活動を支援する。

① 「市民」と「参加」の定義

市民とは、市内在住の住民のほか、市内在勤・在学の方、本市の公共交通に関する活動に取り組む方、または団体、企業等を指す。参加とは、公共交通に関する取組みに関わりを持つことを指す。

② 市民参加型の取組み姿勢

利用促進に資するような取組みは、行政や交通事業者の適切な関与のもとで積極的に行い、試行錯誤を繰り返しながら、市民とともに取組みを推進する仕組みをつくりあげて定着を図っていくように努める。

③ 市民参加の仕組みづくり

1) 利用促進活動の展開

■ 会議参加型の取組み

Nーバスの見直しにおいて市民の意見を聞き、利用実態調査を行い、ニーズに的確に対応する路線計画案を策定するため、理念、目的、あり方等を市民と一緒に検討する。

■ 学習・交流促進型の取組み

公共交通の利用促進は、サービスを提供する側の改善だけでなく、市民や利用者の意識の向上によって、自動車に過度に頼った移動から公共交通を利用する方向へ自発的に転換していくことが望まれるので、自発的な転換を促す取組みを検討する。

2) 公共交通サポート体制の構築

■ 情報提供・発信型の取組み

平成24年度から発行を開始した、市内の公共交通に関する情報紙である「かわら版：のりやあせ」の作成にあたって、市民協力者によるサポートを将来に渡って継続し、この経験を積み重ねて事業の定着を図る。

■市民主導型への展開

「かわら版：のりゃあせ」の作成だけでなく、その他の利用促進に関する取組みへの拡大を図れるような組織的な体制の構築を目指して取り組む。

3) 市民団体との連携

■組織的な取組み

市内公共交通全般へと市民参加型の取組みを拡大し継続的に取り組む上で、新規の体制の構築だけでなく、既存の市民団体と連携した取組みの構築を目指す。

(8) 公共交通マップの作成・更新

(本篇 104 頁)

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：市内の公共交通に関する情報がわかるマップの作成・更新を行う。

① 利用者向けのマップ作成

市内の公共交通に関する情報マップの「シティガイドマップ」や、各交通事業者の公共交通マップを、情報の変更に合わせて適宜更新する。

行政界を超えた移動に対しても分かりやすいようにし、観光に関する情報をマップに反映する。

② 学習向けのマップ作成

中高生などの学生が公共交通に関する知識を習得するための教材の1つとして、学習に対応したマップを作成し、学生の段階から意識の向上を図る取組みを行う。

(9) 周知・広報活動の強化

(本篇 105 頁)

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成28～30年度
- ・事業内容：公共交通の利用促進を図るため、様々な媒体を用いることにより周知を図る。

① 周知・広報の多様化の取組み

情報取得傾向は年齢層によって異なるので、様々な媒体を活用して実施することとし、下記に示す周知・広報の方法を活用する。

- ・電子媒体：市や交通事業者のホームページ、各種インターネットサイト
- ・紙媒体：広報紙、回覧板、新聞折り込みチラシ、公共交通の車内掲示、公共交通の駅・バス停への掲示、公共施設内への掲示・配布、各戸への配布
- ・その他：ケーブルテレビ（ひまわりネットワーク）

② 周知・広報活動の拡大

公共交通に関するシンポジウムなど、直接市民に周知、啓発を行う機会を設け、電子媒体や紙媒体だけでは伝えきれないことを直接伝えることにより、認知度の向上を図る。

市内の公共交通に関する情報紙である「かわら版：のりゃあせ」は、定期的に発行を続ける。

③ 視覚的な強調による周知・広報活動

公共交通に乗りたくなるような車体のラッピングや内装を行うなど、普段公共交通を利用しない市民等に対しても、市内外出中に目にすることを狙って取り組む。

(10) 公共交通利用促進イベントの実施・市民参加

(本篇 106 頁)

- ・実施主体：市民、交通事業者、愛知県、長久手市
- ・検討・実施：平成28～30年度
- ・事業内容：市内公共交通の周知及び利用拡大を図るため、公共交通に関するイベントを実施する。

公共交通に親しみを感じてもらえるような催しや利用体験など、公共交通を利用していない市民の利用促進につながるような定期的な感謝祭などのイベントを開催し、公共交通の取組みに対する認知度の向上に取り組む。

5-6. 調査

(本篇 106 頁)

(11) 公共交通利用実態調査

(本篇 106 頁)

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成29年度
- ・事業内容：事業の実施前と実施後の公共交通の利用状況を把握するために公共交通の利用実態調査やアンケート調査を行う。

6. 計画推進体制及び評価方法の検討

(本篇 107～108 頁)

- ・計画事業は、実施主体が中心となって計画（Plan）、実施（Do）へと推進していく。
- ・PDCAサイクルの期間は、1年間を基本とする。
- ・計画事業の実施後は、設定した目標の達成度合いを評価（Check）し、評価結果を踏まえて計画事業の改善（Action）を行う。
- ・評価方法は、公共交通の利用実態調査やアンケート調査の結果を分析して必要に応じて改善し、法定協議会「長久手市地域公共交通会議」での審議を経る。
- ・取り組む各事業の評価は毎年行う。
- ・計画期間最終年の平成30年度には、計画目標の評価と各事業の評価を踏まえて、取組み事業の具体的な改善を行い、平成31年度以降の次期形成計画の策定に活かす。
- ・形成計画の目標の達成度合いを把握するための、公共交通利用実態調査及び市民に対するアンケート調査は、計画期間中間年の平成29年度に行う。

